

自営業者の被扶養者認定について

■提出書類

確定申告書および収支内訳書(写し)

■自営業の収入について

自営業者等の収入については、『総収入から「直接的必要経費(※)」を差し引いた額』となっています。直接的必要経費とは税法上の必要経費とは異なり、「生産活動に要する原材料等の費用」であり、事業所得を得るために必要と当健康保険組合が認定した最低限度の経費としています。それ以外は直接的必要経費として認めていません。

◎DMG森精機健康保険組合が直接的経費として認める経費一覧

科目(所得税法)	控除の可否	備 考
売上(仕入)原価	○	
租税公課	×	
荷造運賃	×	
水道光熱費	△	※自宅と事業所が同一の場合、50%を直接的経費として認めます
旅費交通費	×	
通 信 費	△	※自宅と事業所が同一の場合、50%を直接的経費として認めます
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修 繕 費	△	※自宅と事業所が同一の場合、50%を直接的経費として認めます
消耗品費	△	※自宅と事業所が同一の場合、自宅用は直接的経費として認めません
減価償却費	×	
福利厚生費	×	
給料賃金	×	
外注工賃	×	
利子割引料	×	
地代家賃	△	※自宅と事業所が同一の場合、50%を直接的経費として認めます
貸 倒 金	×	
雑 費	×	

※直接的経費とする金額は、確定申告時の控除額を上限として健保組合が認めたものとします。